

## (6) 資本金別法人数に関する調

区分 資本金別	分割法人						県内法人				合計			その他			
	利益法人			欠損法人			小計 ①+② ③	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤ ⑥	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	小計 ③+⑥	不申告 法人	休業中 の法人	清算中 の法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②											
300万円未満	2	1	3	8	0	8	11	174	507	681	177	515	692	81	48	31	0
300万円以上 1,000万円未満	19	8	27	33	4	37	64	1,570	5,652	7,222	1,597	5,689	7,286	370	238	317	9
1,000万円	45	22	67	52	16	68	135	1,155	3,419	4,574	1,222	3,487	4,709	164	97	191	1
1,000万円超 5,000万円未満	68	39	107	66	21	87	194	711	1,250	1,961	818	1,337	2,155	49	40	96	0
5,000万円以上 1億円未満	24	24	48	26	22	48	96	113	138	251	161	186	347	3	5	11	0
1億円	4	3	7	0	5	5	12	6	17	23	13	22	35	0	0	1	0
1億円超 10億円未満	4	15	19	10	11	21	40	26	22	48	45	43	88	1	1	1	1
10億円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10億円超 50億円未満	1	6	7	0	7	7	14	2	4	6	9	11	20	0	0	1	0
50億円	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
50億円超 100億円未満	0	1	1	0	1	1	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0
100億円以上	0	2	2	0	1	1	3	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0
<b>合 計</b>	<b>167</b>	<b>121</b>	<b>288</b>	<b>195</b>	<b>89</b>	<b>284</b>	<b>572</b>	<b>3,757</b>	<b>11,009</b>	<b>14,766</b>	<b>4,045</b>	<b>11,293</b>	<b>15,338</b>	<b>668</b>	<b>429</b>	<b>649</b>	<b>11</b>

- (注) 1 この調は、平成23年2月1日から平成24年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、当該事業年度までに申告納付期限の到来した普通法人(収入金額課税の法人を除く。)について確定申告の段階で作成した。
- 2 上期または下期のいずれかに利益がある場合には利益法人とし、上期および下期ともに欠損の場合には欠損法人とした。
- なお、不申告法人か否かについても、上期または下期のいずれかに申告があれば不申告法人とはせず、上期および下期ともに不申告である場合に不申告法人とした。
- 不申告法人について、上期または下期のいずれか、または上期および下期とも決定があったときは、不申告の欄に記載していない。